

改
正
案

現
行

（会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権）

第一条の三 法第二条第十一項（法第三条の二第二項、第十六条の三第八項、第五十二条の二の十一第二項、第五十二条の三第五項、第五十二条の四第四項、第五十二条の二十四第八項及び第五十三条第五項並びに銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「令」という。）第四条第二項並びに第十七条の二第二十一項、第十七条の五第五項、第十七条の七第三項、第三十四条の十第六項、第三十四条の十六第九項、第三十四条の十九第五項、第三十四条の二十一第三项、第三十四条の二十九第三項、第三十四条的三十第三項、第三十四条的三十一第三項及び第三十五条第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式等に係る議決権（法第二条第六項に規定する議決権をいう。次項、第一条の五から第一条の八まで、第三条、第三章、第五章、第八章（第三十四条の二十六を除く。）及び第九章において同じ。）とする。

一〇四 （略）
254

（会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権）

第一条の三 法第二条第十一項（法第三条の二第二項、第十六条の三第八項、第五十二条の二の十一第二項、第五十二条の三第五項、第五十二条の四第四項、第五十二条の二十四第八項及び第五十三条第五項並びに銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「令」という。）第四条第二項並びに第十七条の二第二十項、第十七条の五第五項、第十七条の七第三項、第三十四条の十第六項、第三十四条的十六第九項、第三十四条的十九第五項、第三十四条的二十一第三项、第三十四条的二十九第三項、第三十四条的三十第三項、第三十四条的三十一第三項及び第三十五条第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式等に係る議決権（法第二条第六項に規定する議決権をいう。次項、第一条の五から第一条の八まで、第三条、第三章、第五章、第八章（第三十四条の二十六を除く。）及び第九章において同じ。）とする。

一〇四 （略）
254

(業務の代理又は媒介)

第十三条 法第十条第二項第八号に規定する業務の代理又は媒介で内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

二の二 資金移動業者（資金決済に関する法律）（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。第十

七条の三第二項第一号の四において同じ。）が営む資金移動業（同法第二条第二項に規定する資金移動業をいう。同号において同じ。）の代理又は媒介

三・七 (略)

(専門子会社の業務等)

第十七条の二 法第十六条の二第一項第二号の二に規定する内閣府令

で定める業務は、次に掲げるものとする。

一 次条第一項各号に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基

準により主として銀行、その子会社又は第四項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの

二 次条第二項各号に掲げる業務。ただし、同項第十九号から第二

十三号までに掲げる業務については法第十六条の二第二項第六号

に規定する証券子会社等を有する場合に限り、次条第二項第二十

四号から第三十四号までに掲げる業務については法第十六条の二

第二項第七号に規定する保険子会社等（次項第三号において同じ。）を有する場合に限り、次条第二項第三十五号から第三十七号

(業務の代理又は媒介)

第十三条 法第十条第二項第八号に規定する業務の代理又は媒介で内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(新設)

(証券専門会社等の業務等)

第十七条の二 (新設)

三・七 (略)

までに掲げる業務については銀行が法第十六条の二第二項第八号に規定する信託兼営銀行（以下「信託兼営銀行」という。）である場合又は同号に規定する信託子会社等（以下「信託子会社等」という。）を有する場合に限る。

法第十六条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務については、第十二条の二の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品取引所法第二条第十六項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務については、第十三条の二の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

一 （略）

二 次条第一項各号（第二十三号を除く。）に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基準により主として銀行、その子会社又は第四項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの

三 次条第二項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については保険子会社等を有する場合に限り、次条第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については、銀行が信託兼営銀行である場合又は信託子会社等を有する場合に限る。

1

法第十六条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務については、第十二条の二の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品取引所法第二条第十六項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務については、第十三条の二の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

一 （略）

二 次条第一項各号（第二十三号を除く。）に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基準により主として銀行、その子会社又は第三項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの

三 次条第二項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については法第十六条の二第二項第七号に規定する保険子会社等を有する場合に限り、次条第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については、銀行が法第十六条の二第二

る。

項第八号イに規定する信託兼営銀行（以下「信託兼営銀行」とい
う。）である場合又は同号に規定する信託子会社等（以下「信託
子会社等」という。）を有する場合に限る。

（略）

4| 3|

法第十六条の二第一項第十一号及び第七項に規定する内閣府令で
定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該銀行の銀行持株特定子銀行（当該銀行を子会社とする銀行
持株会社の子会社（銀行又は法第五十二条の二十三第一項第一号
若しくは第六号に掲げる会社に限り、当該銀行及びその特定子銀
行（当該銀行の子会社のうち、法第十六条の二第一項第一号から
第二号の二まで又は第七号に掲げる会社をいう。次号及び第四号
において同じ。）を除く。）をいう。第四号において同じ。）

二～四 （略）

5| 5| 9|

10 法第十六条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定めるもの
は、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が次条第一項各
号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定
める基準により主として銀行、その子会社又は第四項各号に掲げる
者の営む業務のために営むものでなければならない。

一 法第十六条の二第一項第三号に規定する証券専門会社（以下「
証券専門会社」という。）、同項第四号に規定する証券仲介専門
会社（以下「証券仲介専門会社」という。）又は同項第八号に規
定する有価証券関連業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会

3| 2|

法第十六条の二第一項第十一号及び第七項に規定する内閣府令で
定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該銀行の銀行持株特定子銀行（当該銀行を子会社とする銀行
持株会社の子会社（銀行又は法第五十二条の二十三第一項第一号
若しくは第六号に掲げる会社に限り、当該銀行及びその特定子銀
行（当該銀行の子会社のうち、法第十六条の二第一項第一号、第
二号又は第七号に掲げる会社をいう。次号及び第四号において同
じ。）を除く。）をいう。第四号において同じ。）

二～四 （略）

9| 4| 4| 8|

9 法第十六条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定めるもの
は、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が次条第一項各
号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定
める基準により主として銀行、その子会社又は第三項各号に掲げる
者の営む業務のために営むものでなければならない。

一 法第十六条の二第一項第三号に規定する証券専門会社（以下「
証券専門会社」という。）、同項第四号に規定する証券仲介専門
会社（以下「証券仲介専門会社」という。）又は同項第八号に規
定する有価証券関連業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会

社に該当するものを除く。）及び同項第六号に規定する信託専門会社（以下「信託専門会社」という。）又は同項第十号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十六条の二第一項第一号、第二号、第五号、第五号の二、第七号及び第九号に規定する会社を有しない場合に限る。次号及び第三号を除き、以下同じ。）

二 （略）

三 信託専門会社又は法第十六条の二第一項第十号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十六条の二第一項第一号、第二号、第三号から第五号の二まで及び第七号から第九号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

四（七）（略）

11 法第二条第十一項の規定は、第七項及び第八項に規定する議決権について準用する。

社に該当するものを除く。）及び同項第六号に規定する信託専門会社（以下「信託専門会社」という。）又は同項第十号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十六条の二第一項第一号、第二号、第五号、第七号及び第九号に規定する会社を有しない場合に限る。次号及び第三号を除き、以下同じ。）

二 （略）

三 信託専門会社又は法第十六条の二第一項第十号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十六条の二第一項第一号、第二号、第三号から第五号の二まで及び第七号から第九号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

四（七）（略）

10 法第二条第十一項の規定は、第六項及び第七項に規定する議決権について準用する。

(銀行の子会社の範囲等)

第十七条の三 (略)

2 法第十六条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、
、次に掲げるものとする。

一～一の三 (略)

一の四 資金移動業者が営む資金移動業の代理又は媒介

一の五 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業（金融機

関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第二号及び金融

機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第二

号に掲げるものを除く。）

一の六～八 (略)

九 資金決済に関する法律第三条第四項に規定する自家型前払式支

払手段を発行する業務若しくは同条第五項に規定する第三者型前

払式支払手段を発行する業務又はこれらの手段を販売する業務

十～三十九 (略)

3～9 (略)

(法第十六条の三第一項の規定が適用されないこととなる事由)

第十七条の六 法第十六条の三第二項に規定する内閣府令で定める事

(銀行の子会社の範囲等)

第十七条の三 (略)

2 法第十六条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、
、次に掲げるものとする。

一～一の三 (略)

一の四 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業（金融機

関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第二号及び金融

機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第二

号に掲げるものを除く。）

一の五 削除

一の六～八 (略)

九 前払式証票の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号）

第二条第四項に規定する自家発行型前払式証票を発行する業務若

しくは同条第五項に規定する第三者発行型前払式証票を発行する

業務又はこれらの証票を販売する業務

十～三十九 (略)

3～9 (略)

(法第十六条の三第一項の規定が適用されないこととなる事由)

第十七条の六 法第十六条の三第二項に規定する内閣府令で定める事

由は、次に掲げる事由とする。

一〇八 (略)

九 第十七条の二第八項の規定による新規事業分野開拓会社等の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十・十一 (略)

2・3 (略)

(銀行持株会社の子会社の範囲等)

第三十四条の十六 法第五十二条の二十三第一項第十号及び第六項に規定する主として銀行持株会社、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 当該銀行持株会社の銀行持株会社集団及び次に掲げる者

イ 第十七条の二第四項第四号に掲げる者

ロ・ハ (略)

2・3 (略)

(銀行持株会社の子会社の範囲等)

第三十四条の十六 法第五十二条の二十三第一項第十号及び第六項に規定する主として銀行持株会社、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 当該銀行持株会社の銀行持株会社集団及び次に掲げる者

イ 第十七条の二第三項第四号に掲げる者

ロ・ハ (略)

2・3 (略)

(銀行持株会社の子会社の範囲等)

第三十四条の十六 法第五十二条の二十三第一項第十号及び第六項に規定する主として銀行持株会社、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

十・十一 (略)

2・3 (略)

由は、次に掲げる事由とする。

一〇八 (略)

九 第十七条の二第七項の規定による新規事業分野開拓会社等の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十・十一 (略)

2・3 (略)

(銀行持株会社の子会社の範囲等)

第三十四条の十六 法第五十二条の二十三第一項第十号及び第六項に規定する主として銀行持株会社、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 当該銀行持株会社の銀行持株会社集団及び次に掲げる者

イ 第十七条の二第三項第四号に掲げる者

ロ・ハ (略)

2・3 (略)

(銀行持株会社の子会社の範囲等)

第三十四条の十六 法第五十二条の二十三第一項第十号及び第六項に規定する主として銀行持株会社、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

十・十一 (略)

2・3 (略)

(銀行持株会社の子会社の範囲等)

第三十四条の十六 法第五十二条の二十三第一項第十号及び第六項に規定する主として銀行持株会社、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 当該銀行持株会社の銀行持株会社集団及び次に掲げる者

イ 第十七条の二第三項第四号に掲げる者

ロ・ハ (略)

2・3 (略)

4 法第五十二条の二十三第一項第十一号及び第五十二条の二十四第七項に規定する内閣府令で定める会社は、第十七条の二第六項に規定する株式会社とする。

5・9 (略)

4 法第五十二条の二十三第一項第十一号及び第五十二条の二十四第七項に規定する内閣府令で定める会社は、第十七条の二第五項に規定する株式会社とする。

5・9 (略)

○ 長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）

改 正 案

現 行

（営業の免許の申請等）

第一条　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号。以下「法」という。）第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとする株式会社は、取締役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）全員が署名した免許申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　当該株式会社が子会社等（長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号。以下「令」という。）第五条において読み替えられた法第十七条において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第三条第六号、第四条の二第一項、第四条の二の四第二項第三号、第四条の二の七第二項、第四条の三第五項、第四条の五第二項第十八号、第五条の六第二項、第二十五条の二の二第三号、第二十五条の二の四から第二十五条の二の十五まで、第二十五条の十六第四号、第二十五条の二の二十二第二項及び第二十六条の二の十二第二号ハを除き、以下「銀行法」という。）第十三条第二項前段に規定する子会社等又は銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等のいずれかに該当するものをいう。以下、ホ及び第三項第三号を除き、この条において同じ。）を有する場合

（営業の免許の申請等）

第一条　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号。以下「法」という。）第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとする株式会社は、取締役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）全員が署名した免許申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　当該株式会社が子会社等（長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号。以下「令」という。）第五条において読み替えられた法第十七条において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第三条第六号、第四条の二第一項、第四条の二の四第二項第三号、第四条の二の七第二項、第四条の三第四項、第四条の五第二項第十八号、第五条の六第二項、第二十五条の二の二第三号、第二十五条の二の四から第二十五条の二の十五まで、第二十五条の十六第四号、第二十五条の二の二十二第二項及び第二十六条の二の十二第二号ハを除き、以下「銀行法」という。）第十三条第二項前段に規定する子会社等又は銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等のいずれかに該当するものをいう。以下、ホ及び第三項第三号を除き、この条において同じ。）を有する場合

には、次に掲げる書面

イ・ホ (略)

四 (略)

2・3 (略)

(業務の代理又は媒介)

第四条 法第六条第三項第五号に規定する業務の代理又は媒介で内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・一の二 (略)

一の三 資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律

第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。第四

条の五第二項第一号の四において同じ。）が営む資金移動業（同

法第二条第二項に規定する資金移動業をいう。同号において同じ

。）の代理又は媒介

一の四 (略)

二・五 (略)

(専門子会社の業務等)

第四条の三 法第十三条の二第一項第二号の二に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げるものとする。

一 第四条の五第一項各号に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基準により主として銀行、その子会社又は第四項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの

には、次に掲げる書面

イ・ホ (略)

四 (略)

2・3 (略)

(業務の代理又は媒介)

第四条 法第六条第三項第五号に規定する業務の代理又は媒介で内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・一の二 (略)

(新設)

一の三 (略)

二・五 (略)

(証券専門会社等の業務等)

第四条の三 (新設)

第四条の三 法第十三条の二第一項第二号の二に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げるものとする。

一 第四条の五第一項各号に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基準により主として銀行、その子会社又は第四項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの

二 第四条の五第二項各号に掲げる業務。ただし、同項第十九号から第二十三号までに掲げる業務については法第十三条の二第四項第六号に規定する証券子会社等を有する場合に限り、第四条の五第二項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については法第十三条の二第四項第七号に規定する保険子会社等（次項第三号において同じ。）を有する場合に限り、第四条の五第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については、法第十三条の二第四項第八号に規定する信託子会社等（以下「信託子会社等」という。）を有する場合に限る。

法第十三条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務については、第四条の二の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品取引所法第二条第十六項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあっては、第四条の二の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

一 （略）

二 第四条の五第一項各号（第二十三号を除く。）に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基準により主として長期信用銀行、その子会社又は第四項各号に掲げる者の営む業務のために営むも

1 法第十三条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める業務は

、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務については、第四条の二の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品取引所法第二条第十六項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあっては、第四条の二の二第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

一 （略）

二 第四条の五第一項各号（第二十三号を除く。）に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基準により主として長期信用銀行、その子会社又は第三項各号に掲げる者の営む業務のために営むも

の。

三 第四条の五第二項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、保険子会社等を有する場合に限り、第四条の五第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については法第十三条の二第四項第八号に規定する信託子会社等を有する場合に限る。

（略）

4| 3| 法第十三条の二第一項第十一号及び第九項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該長期信用銀行の長期信用銀行持株特定子銀行（当該長期信用銀行を子会社とする長期信用銀行持株会社の子会社（長期信用銀行又は法第十六条の四第一項第一号若しくは第六号に掲げる会社に限り、当該長期信用銀行及びその特定子銀行（当該長期信用銀行の子会社のうち、法第十三条の二第一項第一号から第二号の二まで又は第七号に掲げる会社をいう。次号及び第四号において同じ。）を除く。）をいう。第四号において同じ。）

二～四 （略）

5| 9| （略）

10 法第十三条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第四条の五第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長

の。

三 第四条の五第二項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第十三条の二第四項第七号に規定する保険子会社等を有する場合に限り、第四条の五第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については法第十三条の二第四項第八号に規定する信託子会社等（以下「信託子会社等」という。）を有する場合に限る。

（略）

3| 2| 法第十三条の二第一項第十一号及び第九項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該長期信用銀行の長期信用銀行持株特定子銀行（当該長期信用銀行を子会社とする長期信用銀行持株会社の子会社（長期信用銀行又は法第十六条の四第一項第一号若しくは第六号に掲げる会社に限り、当該長期信用銀行及びその特定子銀行（当該長期信用銀行の子会社のうち、法第十三条の二第一項第一号、第二号又は第七号に掲げる会社をいう。次号及び第四号において同じ。）を除く。）をいう。第四号において同じ。）

二～四 （略）

4| 8| （略）

9 法第十三条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第四条の五第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長

官が定める基準により主として長期信用銀行、その子会社又は第四項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

一 法第十三条の二第一項第三号に規定する証券専門会社（以下「証券専門会社」という。）、同項第四号に規定する証券仲介専門会社（以下「証券仲介専門会社」という。）又は同項第八号に規定する有価証券関連業（金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）及び同項第六号に規定する信託専門会社（以下「信託専門会社」という。）又は同項第十号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社については、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十三条の二第一項第一号、第二号、第五号、第五号の二、第七号及び第九号に規定する会社を有しない場合に限る。次号及び第三号を除き、以下この条において同じ。）

二 (略)

三 信託専門会社又は法第十三条の二第一項第十号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社については、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項第十号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社について

官が定める基準により主として長期信用銀行、その子会社又は第三項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

一 法第十三条の二第一項第三号に規定する証券専門会社（以下「証券専門会社」という。）、同項第四号に規定する証券仲介専門会社（以下「証券仲介専門会社」という。）又は同項第八号に規定する有価証券関連業（金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）及び同項第六号に規定する信託専門会社（以下「信託専門会社」という。）又は同項第十号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社については、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十三条の二第一項第一号、第二号、第五号、第七号及び第九号に規定する会社を有しない場合に限る。次号及び第二号を除き、以下この条において同じ。）

二 (略)

三 信託専門会社又は法第十三条の二第一項第十号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社については、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項第十号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社について

一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十三条の二第一項

第一号、第二号、第三号から第五号の二まで及び第七号から第九号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

四〇七 （略）

11 法第十三条の二第三項の規定は、第七項及び第八項に規定する議決権について準用する。

（会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権）

第四条の四 法第十三条の二第三項（法第十六条の二第二項及び第十一条の二の二第五項並びに銀行法第三条の二第二項、第十六条の三第八項、第五十二条の三第五項、第五十二条の四第四項、第五十二条の二十四第八項及び第五十三条第四項並びに令第六条第一項において準用する銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「銀行法施行令」という。）第四条第二項並びに前条第十一項、第四条の七第五項、第五条の二の六第六項、第五条の六第九項、第五条の九第五項、第十六条の二第三項、第二十五条の四第三項、第二十五条の十第三項、第二十五条の十の二第三項、第二十五条の十一第三項並びに第二十六条第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分（以下「株式等」という。）に係る議決権とする。

一〇四 （略）

一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十三条の二第一項

第一号から第五号まで及び第七号から第九号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

四〇七 （略）

10 法第十三条の二第三項の規定は、第六項及び第七項に規定する議決権について準用する。

（会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権）

第四条の四 法第十三条の二第三項（法第十六条の二第二項及び第十一条の二の二第五項並びに銀行法第三条の二第二項、第十六条の三第八項、第五十二条の三第五項、第五十二条の四第四項、第五十二条の二十四第八項及び第五十三条第四項並びに令第六条第一項において準用する銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「銀行法施行令」という。）第四条第二項並びに前条第十項、第四条の七第五項、第五条の二の六第六項、第五条の六第九項、第五条の九第五項、第十六条の二第三項、第二十五条の四第三項、第二十五条の十第三項、第二十五条の十の二第三項、第二十五条の十一第三項並びに第二十六条第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分（以下「株式等」という。）に係る議決権とする。

一〇四 （略）

2(4) (略)

(長期信用銀行の子会社の範囲等)

第四条の五 (略)

2 法第十三条の二第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一(一)の三 (略)

一(四) 資金移動業者が営む資金移動業の代理又は媒介

一(五) 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第八項に規定する信託契約代理業（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第二号に掲げるものを除く。）
一(六)の八 (略)

九 資金決済に関する法律第三条第四項に規定する自家型前払式支払手段を発行する業務若しくは同条第五項に規定する第三者型前払式支払手段を発行する業務又はこれらの手段を販売する業務

3(9) (略)

2(4) (略)

(長期信用銀行の子会社の範囲等)

第四条の五 (略)

2 法第十三条の二第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一(一)の三 (略)

一(四) 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第八項に規定する信託契約代理業（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第二号に掲げるものを除く。）
一(五) 削除

一(六)の八 (略)

九 前払式証票の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号）第二条第四項に規定する自家発行型前払式証票を発行する業務若しくは同条第五項に規定する第三者発行型前払式証票を発行する業務又はこれらの証票を販売する業務

十(一)三十九 (略)

3(9) (略)

(長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等)

第五条の六 法第十六条の四第一項第十号及び第六項に規定する主として長期信用銀行持株会社、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団及び次に掲げる者

イ 第四条の三第四項第四号に掲げる者

ロ・ハ (略)

2・3 (略)

4 法第十六条の四第一項第十一号及び銀行法第五十二条の二十四第七項に規定する内閣府令で定める会社は、第四条の三第六項に規定する株式会社とする。

5~9 (略)

(銀行法第十六条の三第一項の規定が適用されないこととなる事由)

第十六条 銀行法第十六条の三第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一(八) (略)

九 第四条の三第八項の規定による新規事業分野開拓会社等の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため

(長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等)

第五条の六 法第十六条の四第一項第十号及び第六項に規定する主として长期信用銀行持株会社、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 当該长期信用銀行持株会社の长期信用銀行持株会社集団及び次に掲げる者

イ 第四条の三第三項第四号に掲げる者

ロ・ハ (略)

2・3 (略)

4 法第十六条の四第一項第十一号及び銀行法第五十二条の二十四第七項に規定する内閣府令で定める会社は、第四条の三第五項に規定する株式会社とする。

5~9 (略)

(銀行法第十六条の三第一項の規定が適用されないこととなる事由)

第十六条 銀行法第十六条の三第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一(八) (略)

九 第四条の三第七項の規定による新規事業分野開拓会社等の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため

当該議決権を処分することができない」と。

十・十一 (略)

2・3 (略)

(特定子会社)

第二十五条の六 銀行法第五十二条の二十四第七項に規定する内閣府令で定めるものは、第四条の三第六項に掲げる業務を専ら當む会社とする。

当該議決権を処分することができない」と。

十・十一 (略)

2・3 (略)

(特定子会社)

第二十五条の六 銀行法第五十二条の二十四第七項に規定する内閣府令で定めるものは、第四条の三第五項に掲げる業務を専ら當む会社とする。

○ 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）

改
正
案

現
行

（金庫等が保有する議決権に含めない議決権）

第十八条 法第三十二条第七項（法第五十四条の二十二第八項（法第五十四条の二十四第三項において準用する場合を含む。）、令第十一条第三項、第六十六条第五項、第六十八条第三項、第七十条第九項及び第一百条第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、金庫又はその子会社が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第三十二条第六項に規定する議決権をいう。第二号及び第三号並びに第四項、第一百二十条並びに第一百三十三条を除き、以下同じ。）とする。

一（四）（略）
2（4）（略）

（金庫の子会社の範囲等）

第六十四条 法第五十四条の二十一第一項第一号及び第八項に規定する主として信用金庫その他これに類する者として内閣府令で定めるもの並びに第五十四条の二十三第一項第十号及び第六項に規定する主として信用金庫連合会、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

（金庫等が保有する議決権に含めない議決権）

第十八条 法第三十二条第七項（法第五十四条の二十二第八項（法第五十四条の二十四第三項において準用する場合を含む。）、令第十一条第三項、第六十六条第五項、第六十八条第三項、第七十条第八項及び第一百条第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、金庫又はその子会社が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第三十二条第六項に規定する議決権をいう。第二号及び第三号並びに第四項、第一百二十条並びに第一百三十三条を除き、以下同じ。）とする。

一（四）（略）
2（4）（略）

（金庫の子会社の範囲等）

第六十四条 法第五十四条の二十一第一項第一号及び第八項に規定する主として信用金庫その他これに類する者として内閣府令で定めるもの並びに第五十四条の二十三第一項第十号及び第六項に規定する主として信用金庫連合会、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該金庫の金庫集団（当該金庫及びその子会社の集団（信用金庫連合会にあつては、当該信用金庫連合会の特定子銀行（当該信用金庫連合会の子会社のうち、法第五十四条の二十三第一項第一号、第一号の二及び第六号に掲げる会社をいう。次項において同じ。）及び当該信用金庫連合会の特定子銀行以外の子会社の集団を含む。）を含む。）をいう。次号において同じ。）

二 （略）

2 前項第二号に規定する「信用金庫等」、「信用金庫等集団」及び「銀行等持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。

一・二 （略）

三 銀行等持株会社集団 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十七条の二第四項第三号に規定する銀行持株会社集団又は同条第五項第三号に規定する長期信用銀行持株会社集団

3・4 （略）

5 法第五十四条の二十一第一項第一号又は第五十四条の二十三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。

一～一の三 （略）

一の四 資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。）が當む資金移動業の代理又は媒介

一 当該金庫の金庫集団（当該金庫及びその子会社の集団（信用金庫連合会にあつては、当該信用金庫連合会の特定子銀行（当該信用金庫連合会の子会社のうち、法第五十四条の二十三第一項第一号及び第六号に掲げる会社をいう。次項において同じ。）及び当該信用金庫連合会の特定子銀行以外の子会社の集団を含む。）を含む。）をいう。次号において同じ。）

二 （略）

2 前項第二号に規定する「信用金庫等」、「信用金庫等集団」及び「銀行等持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。

一・二 （略）

三 銀行等持株会社集団 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十七条の二第三項第三号に規定する銀行持株会社集団又は同条第四項第三号に規定する長期信用銀行持株会社集団

3・4 （略）

5 法第五十四条の二十一第一項第一号又は第五十四条の二十三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。

一～一の三 （略）

一の四 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十号）第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法

律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第三条第一項第二号に掲げるものを除く。）

一の五 削除

一の五 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第二十一号）第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第三条第一項第二号に掲げるものを除く。）

一の六〇八 （略）

九 資金決済に関する法律第三条第四項に規定する自家型前払式支払手段を発行する業務若しくは同条第五項に規定する第三者型前払式支払手段を発行する業務又はこれらの手段を販売する業務

十〇三十九 （略）

6 ～ 13 （略）

（法第五十四条の二十二第一項等の規定が適用されないこととなる事由）

第六十七条 法第五十四条の二十二第二項（法第五十四条の二十四第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一〇八 （略）

九 第七十一条第六項の規定による新規事業分野開拓会社等（同項に規定する「新規事業分野開拓会社等」をいう。）の議決権の処分

律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第三条第一項第二号に掲げるものを除く。）

一の五 削除

一の六〇八 （略）

九 前払式証票の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号）第二条第四項に規定する自家発行型前払式証票を発行する業務若しくは同条第五項に規定する第三者発行型前払式証票を発行する業務又はこれらの証票を販売する業務

十〇三十九 （略）

6 ～ 13 （略）

（法第五十四条の二十二第一項等の規定が適用されないこととなる事由）

第六十七条 法第五十四条の二十二第二項（法第五十四条の二十四第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一〇八 （略）

九 第七十一条第五項の規定による新規事業分野開拓会社等（同項に規定する「新規事業分野開拓会社等」をいう。）の議決権の処分

を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十・十一 (略)

2・3 (略)

(専門子会社の業務等)

第七十条 法第五十四条の二十三第一項第一号の二に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げるものとする。

一 第六十四条第四項各号に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基準により主として信用金庫連合会、その子会社又は第六十四条第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの

二 第六十四条第五項各号に掲げる業務。ただし、同項第十九号から第二十三号までに掲げる業務については法第五十四条の二十三第二項第六号に規定する証券子会社等を有する場合に限り、第六十四条第五項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については法第五十四条の二十二第二項第七号に規定する保険子会社等(次項第三号において同じ。)を有する場合に限り、第六十四条第五項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については信託子会社等を有する場合に限る。

2 法第五十四条の二十三第一項第二号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第

を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十・十一 (略)

2・3 (略)

(証券専門会社等の業務等)

第七十条 (新設)

三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあつては、第五十条第六項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品取引所法第二条第十六項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第五十条第六項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

一・二（略）

三 第六十四条第五項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、保険子会社等を有する場合に限り、第六十四条第五項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については、信託子会社等を有する場合に限る。

3| 7| （略）

8| 法第五十四条の二十一第一項第三号又は第五十四条の二十三第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第一号に掲げるものに限る。）とする。ただし、当該持株会社が第六十四条第四項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として金庫、その子会社又は第六十四条第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

一 法第五十四条の二十一第一項第一号及び第二号又は第五十四条

三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあつては、第五十条第六項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品取引所法第二条第十六項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第五十条第六項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

一・二（略）

三 第六十四条第五項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第五十四条の二十三第二項第七号に規定する保険子会社等を有する場合に限り、第六十四条第五項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については、信託子会社等を有する場合に限る。

2| 6| （略）

7| 法第五十四条の二十一第一項第三号又は第五十四条の二十三第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第一号に掲げるものに限る。）とする。ただし、当該持株会社が第六十四条第四項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として金庫、その子会社又は第六十四条第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

一 法第五十四条の二十一第一項第一号及び第二号又は第五十四条

の二十三第一項第十号及び第十一号に規定する会社を子会社とする株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第六十四条第四項各号及び第五項各号（第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第五十四条の二十三第一項第一号、第四号、第四号の二、第六号及び第八号を規定する会社を有しない場合に限る。第三号及び第四号を除き、以下この条において同じ。）

二・三 （略）

四 信託専門会社又は法第五十四条の二十三第一項第九号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第六十四条第四項各号及び第五項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第五十四条の二十三第一項第一号、第二号から第四号の二まで及び第六号から第八号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

五・七 （略）

9 法第三十二条第七項の規定は、第五項及び第六項に規定する議決権について準用する。

の二十三第一項第十号及び第十一号に規定する会社を子会社とする株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第六十四条第四項各号及び第五項各号（第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第五十四条の二十三第一項第一号、第四号、第六号及び第八号を規定する会社を有しない場合に限る。第三号及び第四号を除き、以下この条において同じ。）

二・三 （略）

四 信託専門会社又は法第五十四条の二十三第一項第九号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第六十四条第四項各号及び第五項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第五十四条の二十三第一項第一号から第四号まで及び第六号から第八号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

五・七 （略）

8 法第三十二条第七項の規定は、第四項及び第五項に規定する議決権について準用する。

○ 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）

改 正 案

現 行

（信用協同組合等又はその子会社が保有する議決権に含めない議決権）

第三条 法第四条第二項（法第四条の三第八項（法第四条の五第三項において準用する場合を含む。）、協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第三条第三項、第六条第五項、第八条第三項、第十条第九項及び第一百一条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、信用協同組合等又はその子会社（法第四条第一項に規定する子会社をいう。以下同じ。）が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第四条第一項に規定する議決権をいう。第二号及び第三号並びに第四項、第五十七条並びに第七十条を除き、以下同じ。）とする。

一〇四 （略）
204 （略）

（信用協同組合等の子会社の範囲等）

第四条 法第四条の二第一項第一号及び第八項に規定する主として信用協同組合その他これに類する者として内閣府令で定めるもの並びに第四条の四第一項第六号及び第六項に規定する主として信用協同

第三条 法第四条第二項（法第四条の三第八項（法第四条の五第三項において準用する場合を含む。）、協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第三条第三項、第六条第五項、第八条第三項、第十条第八項及び第一百一条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、信用協同組合等又はその子会社（法第四条第一項に規定する子会社をいう。以下同じ。）が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第四条第一項に規定する議決権をいう。第二号及び第三号並びに第四項、第五十七条並びに第七十条を除き、以下同じ。）とする。

一〇四 （略）
204 （略）

（信用協同組合等の子会社の範囲等）

第四条 法第四条の二第一項第一号及び第八項に規定する主として信用協同組合その他これに類する者として内閣府令で定めるもの並びに第四条の四第一項第六号及び第六項に規定する主として信用協同

組合連合会、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該信用協同組合等の信用協同組合團（当該信用協同組合等及びその子会社の集団（信用協同組合連合会にあっては、当該信用協同組合連合会の特定子銀行（当該信用協同組合連合会の子会社のうち、法第四条の四第一項第一号及び第一号の二に掲げる会社をいう。次項において同じ。）及び当該信用協同組合連合会の特定子銀行以外の特定子銀行以外の子会社の集団を含む。）をいう。次号において同じ。）

二 (略)

2 前項第二号に規定する「信組等」、「信組等集団」及び「銀行等持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。

一・二 (略)

三 銀行等持株会社集団 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十七条の二第四項第三号に規定する銀行持株会社集団又は同条第五項第三号に規定する長期信用銀行持株会社集団

3・4 (略)

5 法第四条の二第一項第一号又は第四条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあっては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。

一・一の三 (略)

組合連合会、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該信用協同組合等の信用協同組合團（当該信用協同組合等及びその子会社の集団（信用協同組合連合会にあっては、当該信用協同組合連合会の特定子銀行（当該信用協同組合連合会の子会社のうち、法第四条の四第一項第一号に掲げる会社をいう。次項において同じ。）及び当該信用協同組合連合会の特定子銀行以外の子会社の集団を含む。）をいう。次号において同じ。）

二 (略)

2 前項第二号に規定する「信組等」、「信組等集団」及び「銀行等持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。

一・二 (略)

三 銀行等持株会社集団 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十七条の二第三項第三号に規定する銀行持株会社集団又は同条第四項第三号に規定する長期信用銀行持株会社集団

3・4 (略)

5 法第四条の二第一項第一号又は第四条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあっては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。

一・一の三 (略)

<p>一の四 資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。）が當む資金移動業の代理又は媒介</p>	<p>一の五 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第三条第一項第二号に掲げるものを除く。）</p>
<p>一の六～八 （略）</p>	<p>一の六～八 （略）</p>
<p>九 資金決済に関する法律第三条第四項に規定する自家型前払式支払手段を発行する業務若しくは同条第五項に規定する第三者型前払式支払手段を発行する業務又はこれらの手段を販売する業務</p>	<p>九 削除</p>
<p>十～三十九 （略）</p>	<p>十～三十九 （略）</p>
<p>6～13 （略）</p>	<p>6～13 （略）</p>
<p>（法第四条の三第一項等の規定が適用されないこととなる事由）</p> <p>第七条 法第四条の三第二項（法第四条の五第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p>	<p>（法第四条の三第一項等の規定が適用されないこととなる事由）</p> <p>第七条 法第四条の三第二項（法第四条の五第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p>
<p>一～八 （略）</p>	<p>一～八 （略）</p>

九 第十条第六項の規定による新規事業分野開拓会社等（同項に規定する「新規事業分野開拓会社等」をいう。）の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十・十一 （略）

2・3 （略）

（専門子会社の業務等）

第十条 法第四条の四第一項第一号の二に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げるものとする。

一 第四条第四項各号に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基準により主として信用協同組合連合会、その子会社又は第四条第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの

二 第四条第五項各号に掲げる業務。ただし、同項第十九号から第二十三号までに掲げる業務については法第四条の四第二項第六号に規定する証券子会社等を有する場合に限り、第四条第五項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については法第四条の四第二項第七号に規定する保険子会社等（次項第三号において同じ。）を有する場合に限り、第四条の四第五項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については信託子会社等を有する場合に限る。

法第四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める業務は、

九 第十条第五項の規定による新規事業分野開拓会社等（同項に規定する「新規事業分野開拓会社等」をいう。）の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十・十一 （略）

2・3 （略）

（証券専門会社等の業務等）

第十条 （新設）

1| 法第四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める業務は、

金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあっては、中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）第一条の二第七項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品取引所法第二条第十六条に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあっては、中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第一条の二第七項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあつては、中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）第一条の二第七項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品取引所法第二条第十六条項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第一条の二第七項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものと/orする。）のほか、次に掲げるものとする。

一一一

三 第四条第五項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、保険子会社等を有する場合に限り、第四条第五項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については信託子会社等を有する場合に限る。

3 |
3 |
7 |

法第四条の二第一項第三号又は第四条の四第一項第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあっては、第一号に掲げるものに限る。）とする。ただし、当該持株会

一・二 (略)
三 第四条第五項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第四条の四第二項第七号に規定する保険子会社等を有する場合に限り、第四条第五項第三十五号から三十七号までに掲げる業務については信託子会社等を有する場合に限る。

2 |
| 6 |
| (略)

26

7 法第四条の二 第二項第三号又は第四条の四 第一項第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合については、第一号に掲げるものに限る。）とする。ただし、当該持株会

社が第四条第四項各号に掲げる業務を営む場合にあっては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として信用協同組合等が行う事業、その子会社又は第四条第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならぬ。

一（三）（略）

四 信託専門会社を子会社とする持株会社にあっては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条第四項各号及び第五項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第四条の四第一項第一号、第二号から第四号の二までに規定する会社を有しない場合に限る。）

五（七）（略）

9 法第四条第二項の規定は、第五項及び第六項に規定する議決権について準用する。

社が第四条第四項各号に掲げる業務を営む場合にあっては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として信用協同組合等が行う事業、その子会社又は第四条第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

一（三）（略）

四 信託専門会社を子会社とする持株会社にあっては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条第四項各号及び第五項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第四条の四第一項第一号から第四号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

五（七）（略）

8 法第四条第二項の規定は、第四項及び第五項に規定する議決権について準用する。

○ 証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省府令第六十八号）

改 正 案	現 行
<p>（犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票の様式）</p> <p>第二条 金融商品取引法第二百二十四条（犯罪による収益の移転防止に関する法律第二十九条において準用する場合を含む。）の規定により委員会の職員（金融商品取引法第二百二十四条第二項（犯罪による収益の移転防止に関する法律第二十九条において準用する場合を含む。）の規定により委員会の職員とみなされる財務局又は財務支局の職員を含む。）が犯則事件の調査をするときに携帯すべきその身分を示す証票は、別紙様式第一による。</p>	<p>（犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票の様式）</p> <p>第二条 金融商品取引法第二百二十四条（犯罪による収益の移転防止に関する法律第二十八条において準用する場合を含む。）の規定により委員会の職員（金融商品取引法第二百二十四条第二項（犯罪による収益の移転防止に関する法律第二十八条において準用する場合を含む。）の規定により委員会の職員とみなされる財務局又は財務支局の職員を含む。）が犯則事件の調査をするときに携帯すべきその身分を示す証票は、別紙様式第一による。</p>

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改 正 案

現 行

(会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権)

第一条の三 法第二条第十五項（法第二条の二第二項、第一百七条第八項、第一百二十七条第二項、第二百七十二条の三第二項、第二百七十一条の四第五項、第二百七十二条の五第四項、第二百七十二条の三十二第三項、第二百七十二条の二十一第二項、第二百七十二条の三十一第五項、第二百七十二条の三十二第三項、第二百七十二条の三十三第二項、第二百七十二条の三十四第二項及び第二百七十二条の四十二第三項並びに第四十八条の二第二項、第五十六条第十項、第五十八条第五項、第五十八条の二第二項、第五十六条第十項、第九十四条第三項並びに第四十八条の二第二項、第五十六条第八項、第五十八条第五項、第五十八条の三第三項、第八十五条第二項、第九十五条第三項、第一百五十三条第三項、第一百五十五条第二項、第一百五十八条第三項、第一百五十五条第六第三項、第一百五十八条第三項及び第二百十条の七第九項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次の株式又は持分に係る議決権とする。

一〇四 （略）

254 （略）

(業務の代理又は事務の代行)

第五十一条 法第九十八条第一項第一号に規定する内閣府令で定める

(会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権)

第一条の三 法第二条第十五項（法第二条の二第二項、第一百七条第八項、第一百二十七条第二項、第二百七十二条の三第二項、第二百七十一条の四第五項、第二百七十二条の三十二第三項、第二百七十二条の三十三第二項、第二百七十二条の三十四第二項及び第二百七十二条の四十二第三項並びに第四十八条の二第二項、第五十六条第八項、第五十八条第五項、第五十八条の三第三項、第八十五条第二項、第九十五条第三項、第一百五十三条第三項、第一百五十五条第六第三項、第一百五十八条第三項及び第二百十条の七第九項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次の株式又は持分に係る議決権とする。

一〇四 （略）

(業務の代理又は事務の代行)

第五十一条 法第九十八条第一項第一号に規定する内閣府令で定める

業務の代理又は事務の代行は、次に掲げるものとする。

一〇三 (略)

三の二 資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律

第五十九号）第二条第三項（定義）に規定する資金移動業者をいう。第五十六条の二第二項第三十四号の二の二において同じ。）

が営む資金移動業（同法第二条第二項に規定する資金移動業をいう。同号において同じ。）の代理又は当該資金移動業に係る事務の代行

四 他の保険会社（外国保険業者を含む。）その他金融業を行う者の資金の貸付けの代理又は資金の貸付けに係る事務の代行（第三号に該当するものを除く。）

五〇七 (略)

（専門子会社の業務等）

第五十六条 法第百六条第一項第四号の二に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げるものとする。

一 次条第一項各号に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基

準により主として保険会社、その子会社又は第四項第一号の二から第四号までに掲げる者の行う業務のために営むもの

二 次条第二項各号に掲げる業務。ただし、同項第三十四号の三及び第三十五号に掲げる業務については法第百六条第二項第六号に規定する銀行子会社等（次項第三号及び第三項第五号において「銀行子会社等」という。）を有する場合に限り、次条第二項第三

業務の代理又は事務の代行は、次に掲げるものとする。

一〇三 (略)
(新設)

（証券専門会社等の業務等）

第五十六条 (新設)

四 他の保険会社（外国保険業者を含む。）その他金融業を行う者の資金の貸付けの代理又は資金の貸付けに係る事務の代行（前号に該当するものを除く。）

五〇七 (略)

（証券専門会社等の業務等）

第五十六条 (新設)

2 |
十六号から第四十号までに掲げる業務については法第百六条第二項第七号に規定する証券子会社等を有する場合に限り、次条第二項第四十一号から第四十五号までに掲げる業務については法第六条第二項第八号に規定する信託子会社等（以下「信託子会社等」という。）を有する場合に限る。

法第百六条第一項第五号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲）に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあっては、第五十二条の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品取引所法第二条第十六項（定義）に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあっては、第五十二条の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

一 （略）

二 次条第一項各号（第二十三号を除く。）に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基準により主として保険会社、その子会社又は第四項第一号の二から第四号までに掲げる者の行う業務のために営むもの

三 次条第二項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）。ただし、同項第三十四号の三及び第三十五号に

法第百六条第一項第五号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲）に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあっては、第五十二条の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品取引所法第二条第十六項（定義）に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあっては、第五十二条の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

一 （略）

二 次条第一項各号（第二十三号を除く。）に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基準により主として保険会社、その子会社又は第三項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの

三 次条第二項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）。ただし、同項第三十四号の三及び第三十五号に

掲げる業務については銀行子会社等を有する場合に限り、次条第二項第四十一号から第四十五号までに掲げる業務については信託子会社等を有する場合に限る。

3 | 法第百六条第一項第六号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行なう業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

一（四）（略）

五 次条第二項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）。ただし、同項第三十四号の三及び第三十五号に掲げる業務については銀行子会社等を有する場合に限り、次条第二項第四十号から第四十五号までに掲げる業務については信託子会社等を有する場合に限る。

4 | 5 | 8 | （略）

9 | 法第百六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が次条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあっては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として保険会社、その子会社又は第四項第一号の二から第四号までに掲げる者の行う業務のために営むものでなければならぬ。

掲げる業務については、法第百六条第二項第六号に規定する銀行子会社等を有する場合に限り、次条第二項第四十一号から第四十五号までに掲げる業務については法第百六条第二項第八号に規定する信託子会社等（以下「信託子会社等」という。）を有する場合に限る。

2 | 法第百六条第一項第六号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行なう業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

一（四）（略）

五 次条第二項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）。ただし、同項第三十四号の三及び第三十五号に掲げる業務については、法第百六条第二項第六号に規定する銀行子会社等を有する場合に限り、次条第二項第四十号から第四十五号までに掲げる業務については信託子会社等を有する場合に限る。

3 | 4 | 7 | （略）

8 | 法第百六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が次条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあっては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として保険会社、その子会社又は第三項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならぬ。

一・二 (略)

三 信託専門会社又は法第一百六条第一項第十一号に規定する信託業を営む外国の会社（保険業を行う外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあっては、専ら当該子会社の經營管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十四号の三から第四十号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第一百六条第一項第一号から第四号まで、第五号、第六号及び第八号から第十号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

四(七) (略)

10 法第二条第十五項の規定は、第六項及び第七項に規定する議決権について準用する。

(保険会社の子会社の範囲等)

第五十六条の二 (略)

2 法第一百六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一(二十一) (略)

二(二十一) 資金決済に関する法律第三条第四項（定義）に規定する自家型前払式支払手段を発行する業務若しくは同条第五項に規定する第三者型前払式支払手段を発行する業務又はこれらの前払式支払手段を販売する業務

二十二の二～三十四の二 (略)

一・二 (略)

三 信託専門会社又は法第一百六条第一項第十一号に規定する信託業を営む外国の会社（保険業を行う外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあっては、専ら当該子会社の經營管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十四号の三から第四十号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第一百六条第一項第一号から第六号まで及び第八号から第十号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

四(七) (略)

9 法第二条第十五項の規定は、第五項及び第六項に規定する議決権について準用する。

(保険会社の子会社の範囲等)

第五十六条の二 (略)

2 法第一百六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一(二十一) (略)

二(二十一) 前払式証票の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号）第二条第四項（定義）に規定する自家発行型前払式証票を発行する業務若しくは同条第五項に規定する第三者発行型前払式証票を発行する業務又はこれらの証票を販売する業務

二十二の二～三十四の二 (略)

三十四の二の二 資金移動業者が営む資金移動業の代理又は媒介

(新設)

三十四の三～四十七 (略)

3～10 (略)

(法第百七条第一項の規定が適用されないこととなる事由)

第五十八条の二 法第百七条第二項に規定する内閣府令で定める事由
は、次に掲げる事由とする。

一～八 (略)

九 第五十六条第七項の規定による新規事業分野開拓会社等の議決

権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められ
る理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため
当該議決権を処分することができないこと。

十・十一 (略)

2・3 (略)

(保険持株会社の子会社の範囲等)

第一百十条の七 (略)

2・3 (略)

4 法第二百七十二条の二十二第一項第十三号に規定する内閣府令で
定める会社は、第五十六条第五項に規定する株式会社とする。

5～10 (略)

三十四の三～四十七 (略)

3～10 (略)

(法第百七条第一項の規定が適用されないこととなる事由)

第五十八条の二 法第百七条第二項に規定する内閣府令で定める事由
は、次に掲げる事由とする。

一～八 (略)

九 第五十六条第六項の規定による新規事業分野開拓会社等の議決

権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められ
る理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため
当該議決権を処分することができないこと。

十・十一 (略)

2・3 (略)

(保険持株会社の子会社の範囲等)

第一百十条の七 (略)

2・3 (略)

4 法第二百七十二条の二十二第一項第十三号に規定する内閣府令で
定める会社は、第五十六条第四項に規定する株式会社とする。

5～10 (略)

- 内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第十三号）

改 正 案	現 行
別表（第一条関係）	別表（第一条関係）
一～二十三　（略）	一～二十三　（略）
二十四　前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第　号）	二十四　前払式証票の規制等に関する法律施行規則（平成二年大蔵省令第三十三号）
二十四の二　資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第　号）	（新設）
二十四の三　資金清算機関に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第　号）	（新設）
二十四の四　認定資金決済事業者協会に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第　号）	（新設）
二十四の五　資金移動業の指定紛争解決機関に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第　号）	（新設）
二十五　資金決済に関する法律施行令（平成二十一年政令第　号）	二十五　前払式証票の規制等に関する法律施行令（平成二年政令第百九十三号）
二十六～五十九　（略）	二十六～五十九　（略）

○ 内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二二一号）

別表第一（第三条関係）	改正案	別表第一（第三条関係）	現行
(略)	(略)	(略)	(略)
別表第二（第四条関係）			
(略)	(略)	(略)	(略)
資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）	第二十二条、第五十二条、第七十八条	(削る)	(削る)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(新設)	(新設)	(新設)
別表第二（第四条関係）			
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	別表第三 (第五条関係)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	別表第四 (第八条関係)	資金決済に関する法律	(略)	(略)	(略)	第二十二条、第五十二条、第七十八条	(略)

(略)	別表第三 (第五条関係)	(略)	(略)	(略)	(略)	(新設)	(略)	前払式証票の規制等に関する法律
(略)	別表第四 (第八条関係)	(新設)	(略)	(略)	第十六条	(新設)	(略)	第十六条

資金決済に関する法律
第八十九条第一項

(新設)
(新設)

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

改 正 案

現 行

（届出業務）

第六十八条 法第三十五条第二項第七号に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一〇二十二 （略）

二十三 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第

二条第二項に規定する資金移動業

（新設）

二十四 法第三十五条第二項第一号から第六号まで又は前各号に掲げる業務に附帯する業務

（届出業務）

第六十八条 法第三十五条第二項第七号に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一〇二十二 （略）

（新設）

二十三 法第三十五条第二項第一号から第六号まで又は前各号に掲げる業務に附帯する業務